

自分たちの活動に合った組織のカタチとは？

「地域のために何かを始めたい」「仲間と事業を立ち上げたい」と思ったとき、その活動の受け皿となる組織には、株式会社やNPO法人など、様々な選択肢があります。

「どの組織形態が優れているか」ということはなく、自分たちが「何を」「誰と」「何のために」やりたいのかによって、最適な形は変わってきます。ここでは、労働者協同組合の仕組みを軸に、他の主な組織との違いを見ていきましょう。

働き方の仕組みから見る違い

1. 目的で考える ～営利か、非営利か～

組織の目的は、活動の根幹となる最も重要な部分です。

- ◆ **労働者協同組合**は、利益の追求そのものを目的としない「非営利」(※)の組織です。その目的は、地域に必要な事業(労働者派遣事業以外)を通じて、多様な就労の機会を創出し、持続可能で活力ある地域社会を実現することにあります。

※ 「非営利」とは、出資額に応じた配当を行わないことを指し、収益事業の実施や利益の計上を禁止するものではありません。

- ◆ これに対し、**株式会社**や**合同会社**等の会社は、事業で得た利益を構成員(出資者である株主や社員)に還元する「営利」を目的としています。
- ◆ **企業組合**は、組合員が組合の共同事業を利用することにより自らの事業に役立てていくという、組合員の経済的地位の向上を目的としています。
- ◆ 同じ非営利でも、**NPO法人**は法律で定められた20分野の活動を通じて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする組織です。

2. お金で考える ～誰が出資し、どう分配するか～

お金の集め方と分配のルールは、組織の特性によって大きく異なります。

- ◆ **労働者協同組合**では、事業の担い手である組合員は一口以上出資しなければなりません。そして、事業で剰余金が出た場合、その配当は出資額に応じてではなく、事業にどれだけ従事したかの程度に応じて行われます(従事分量配当)。また、一組合員の出資口数が全体の25%を原則超えてはなりません。組合員の持分は譲渡できません。
- ◆ **株式会社**では、株主が出資し、利益は原則として株式数に応じて配当されます。株式は原則として自由に譲渡できます。
- ◆ **合同会社**では、出資者を社員とし、原則として損益は出資額に応じて分配されます。原則として他の社員の全員の承諾がなければ、社員の持分は譲渡できません。
- ◆ **企業組合**では、事業の担い手である組合員が、一口以上出資をしなければなりません。なお、従事分量配当及び2割までの出資配当が認められています。組合の承諾を得なければ、組合員の持分は譲渡できません。また、一組合員の出資口数が全体

の 25%を原則超えてはなりません。

- ◆ **NPO 法人**には「出資」という仕組み自体がなく、活動資金は会費や寄附金、事業収入で賄います。利益が出ても構成員（社員）に分配することはできません。

3. 人で考える ～誰が決め、どう働くか～

誰が組織の意思決定を行い、どのように働くかによって、組織の運営スタイルは大きく変わります。

- ◆ **労働者協同組合**では、働く組合員が、出資額に関わらず「一人一個」の議決権を持ち、組合員が平等の立場で意見を出し合い、話し合いながら合意形成し事業を運営します。また、組合員は労働契約を締結し、労働者として賃金・労働時間・休暇などについて労働関係法令の適用を受けるとともに、社会保険（健康保険、厚生年金保険）や労働保険（雇用保険、労災保険）に加入することになります。3人以上の個人を組合員として設立できます。
- ◆ **株式会社**では、株主総会において株主が「一株一個」の議決権を有することが原則であり、大株主が株主総会の決議に強い影響力を持ちます。働く従業員と、株主は必ずしも一致しません。1人以上の個人又は法人を株主として設立できます。
- ◆ **合同会社**では、定款変更等の一定の事項については総社員の同意をもって、また、業務は社員の過半数をもって決定されるのが原則です。1人以上の個人又は法人を社員として設立できます。
- ◆ **企業組合**は、事業主の協同の仕組みです。労働者協同組合と同様、組合員が、出資額に関わらず「一人一個」の議決権を持っています。4人以上の個人又は特定組合員（法人）を組合員として設立できます。
- ◆ **NPO 法人**も、社員による「一人一個」の民主的な運営が基本ですが、働く職員が必ずしも意思決定権を持つ構成員（社員）であるとは限りません。また、労働契約を結ばずに活動するボランティアが関わることが多い点も特徴です。10人以上の個人又は法人を構成員（社員）として設立できます。

■ 主な法人類型との比較表

目的と協同性の観点からのマトリクス

労働者協同組合は、公共的利益を目的とし、協同性（事業従事原則）が法定化された唯一の法人類型です。

目的 \ 協同性（事業従事原則）	あり ※1	なし ※2
公共的利益	労働者協同組合	NPO 法人
経済的利益	企業組合	株式会社

※1 構成員（組合員又は社員。以下同じ。）は、（原則）個人限定。構成員の事業従事比率の条件あり。

※2 構成員は、個人だけでなく、法人も可。構成員の事業従事比率の条件なし。

営利性と非営利性の観点からの比較

労働者協同組合は、社会性（※1）と事業性（※2）を両立させつつ、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする法人です。

※1 多様な就労機会の創出や地域ニーズの充足

※2 事業収入による自立的運営



	株式会社	企業組合	労働者協同組合	一般社団法人	NPO 法人
目的	営利	組合員の経済的地位の向上	持続可能で活力ある地域社会の実現	定款で規定	不特定多数の利益増進
事業	あらゆる事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業	労働者派遣事業以外	あらゆる事業	特定非営利活動（保健・医療・福祉等 20 分野）
出資	株主による出資	組合員による出資	組合員による出資	不可 ※ 経費・寄附・基金が中心	不可 ※ 会費・寄附が中心
議決権	1 株 1 個	1 人 1 個	1 人 1 個	原則 1 人 1 個	原則 1 人 1 個
構成員の意見反映	一定の事項は株主総会で決議	一定の事項は総会で議決	・ 一定の事項は総会で議決 ・ 意見反映方を定款に明記 ・ 意見反映の実施状況・結果を総会に報告	一定の事項は社員総会で決議	一定の事項は社員総会で決議
構成員	個人・法人	原則個人	個人	個人・法人	個人・法人
事業従事比率	—	総組合員の 2 分の 1 以上	総組合員の 5 分の 4 以上	—	—
剰余金の配当	原則株式数に応じた配当	・ 年 2 割までの出資配当 ・ 従事分量配当	従事分量配当	不可	不可
構成員数	1 人以上	4 人以上	3 人以上	2 人以上 ※ 設立時	10 人以上
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義

※合同会社は、定款自治が広く、意見反映・従事の在り方を柔軟に設計できるが、社員は出資額を限度に会社の債務に責任を負う（有限責任）。

最適な組織形態の選択に向けて

法人格には、その目的や設立の根拠となる法律によって、運営の仕組みやルールにそれぞれ違いがあります。

労働者協同組合は、「働く組合員が事業の主体であること」「民主的な運営プロセス」「地域貢献と事業の両立」といった特徴があり、地域に根ざした活動や、働く人のやりがい重視の事業を検討する際の有力な選択肢となり得ます。

どの法人類型を選択するかは、活動の優劣で決まるものではありません。最も重要なのは、株式会社やNPO法人といった選択肢も含め、それぞれの特徴を理解した上で、皆さんが目指す事業の目的、活動内容、そして集まるメンバーの関係性に最もふさわしい組織形態は何かを慎重に検討することです。

なお、NPO法人や地域運営組織（RMO）に参画している組織において、事業運営を行い又は行おうとする中で、一定の収益性や持続可能性の見通しが立つ場合には、当該事業について労働者協同組合を設立することも有力な選択肢となります。

また、事業の目的や性格に応じて、複数の法人を運営し連携して事業展開することで、それぞれの強みを活かしたシナジー効果の発揮も期待できます。

